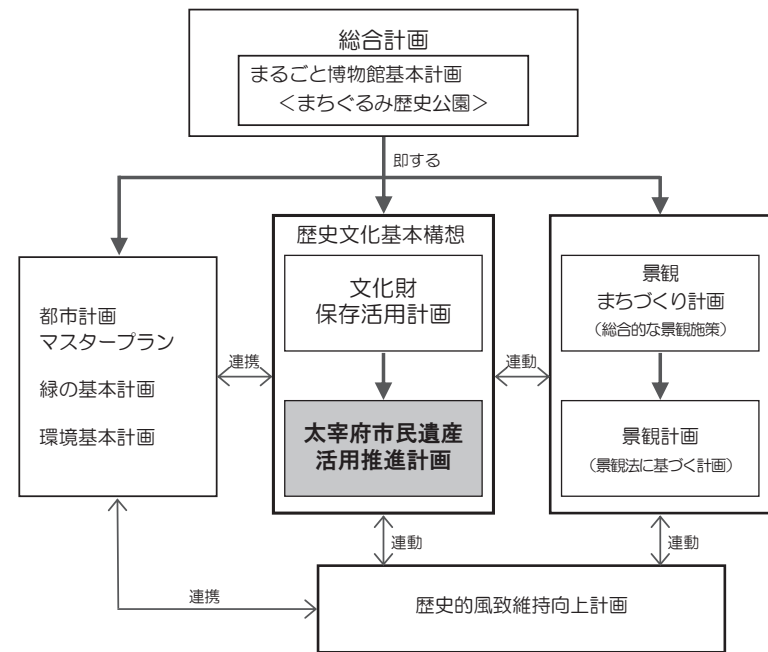


太宰府市民遺産活用推進計画

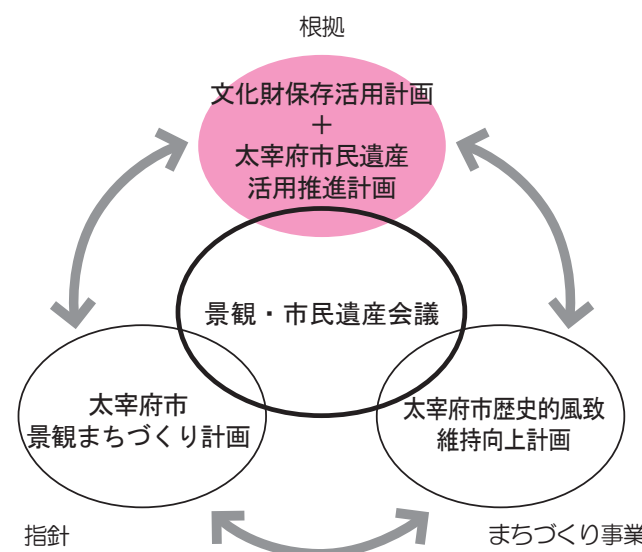
取れる古写真など / 新興住宅地域における 40 年以上続く夏祭りや、市民運動として取り組んだ移動図書館の記録など



太宰府市民遺産活用推進計画（以下、この計画）は、平成 17 年に策定された「文化財保存活用計画」を推進するものです。太宰府市では、この保存活用計画と本計画の 2 つの計画をもって、太宰府市歴史文化基本構想と位置づけます。都市計画マスタープラン、緑の基本計画、環境基本計画と連携し、景観まちづくり計画や景観計画、歴史的風致維持向上計画等との連動のもと、その具体化を目指します。



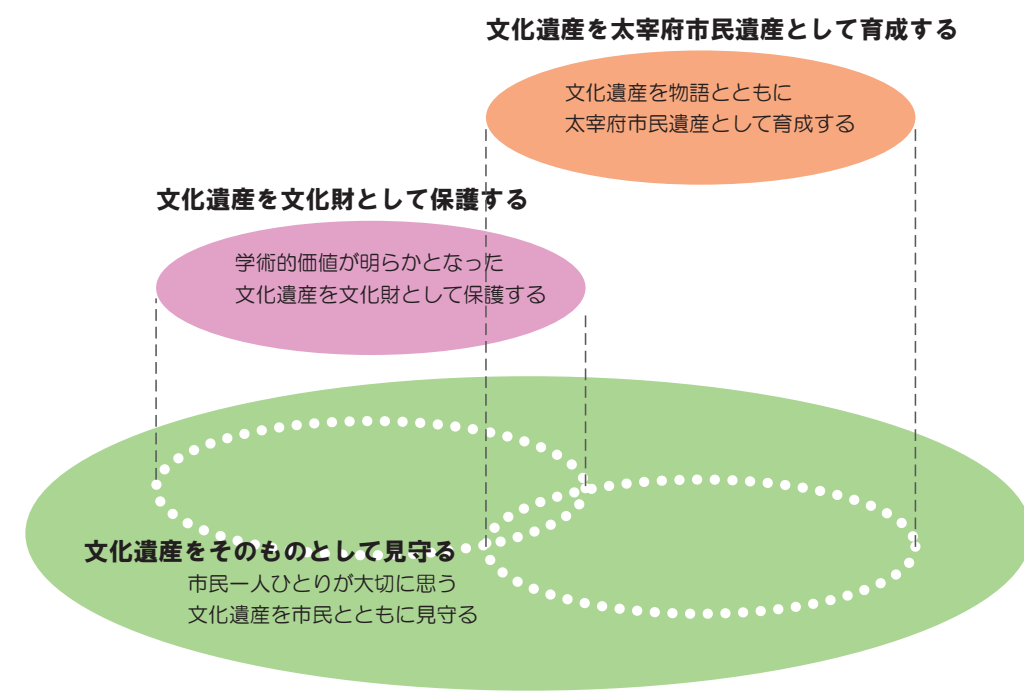
この計画は、市民が誇りをもって暮らし続けたいと思える太宰府の実現を目指すものであり、その実現に向けた理念や方向性を示す役割を担います。



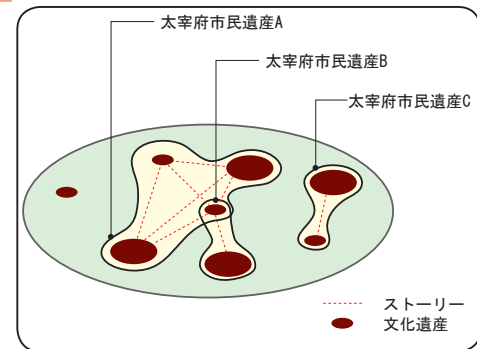
この計画は、太宰府の景観と歴史のまちづくりを担う3つの計画の一つです。市民との協働のもと、文化遺産を総合的に把握することで、市民全体で文化遺産を保存活用していく持続的な取り組みを推進することを目的としています。

私たちは、『歴史・文化が暮らしの中に“生”づくまち』の実現を目指します。(P 8参照)

これから、その実現に向けて、文化遺産をそのものとして見守り、文化遺産を文化財として保護し、あるいは市民遺産として育成していきます。



私たちは、地域に語り継がれる物語と受け継がれる文化遺産とを結びつけ、ともに育むことを目指します。



本計画では、目指す太宰府の姿を『歴史・文化が暮らしの中に“生”づくまち』とし、その実現に向け、文化遺産の保存活用に取り組みます。

[お問い合わせ]
 太宰府市教育委員会文化財課
 〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺 1-1-1
 TEL: 092-921-2121 (内線 470) / FAX: 092-921-3667
 E-mail: bunkazai@city.dazaifu.lg.jp / URL: <http://www.city.dazaifu.lg.jp/>

文化遺産を保存活用していく3つの取り組み

文化遺産をそのものとして見守る

文化遺産をそのものとして見守る方針

市民が主体的に参加する、参加したくなる取り組みを通して、まずは未だ知られていない文化遺産を拾い上げていきます。

その拾い上げた文化遺産は、広く市民に公開することを基本とし、こうした一連の取り組みを繰り返していくことで、文化遺産に対する市民の関心を高め、市民とともに文化遺産を常に見守る取り組みへとつなげていきます。

(1) 未だ知られていない文化遺産を拾い上げる



(3) 文化遺産を常に見守る



文化遺産を見守る

(2) 拾い上げた文化遺産を広く公開する



文化遺産をそのものとして見守る取り組み

未だ知られていない文化遺産を拾い上げる、そして拾い上げた文化遺産を広く公開する取り組みを中心に、以下の具体化に取り組みます。

- ①文化遺産調査活動の継続
- ②定期的な文化遺産のモニタリング
- ③文化遺産データベースの追記と修正
- ④文化遺産情報の公開

文化遺産を文化財として保護する

文化遺産を文化財として保護する方針

広く多くの人々が大切だと思う文化遺産であり、学術的視点から価値があると判断される文化遺産を、文化財として堅実あるいは弾力的に保護していきます。



平安時代の井戸【埋蔵文化財】



大宰府政庁跡【特別史跡】



水城跡木樋の調査【特別史跡】



晴明井のエノキ【市指定文化財】



大宰府旧蹟全図北【市指定文化財】



水城跡出土土瓦【市指定文化財】

文化遺産を文化財として保護する取り組み

学術的価値を有する文化遺産を文化財として堅実に保護するとともに、多様な文化遺産を弾力的に保護する保護施策の充実を目指します。

- ①文化遺産に関する学術的調査の推進
- ②堅実な保護施策の継続
- ③新たな保護施策の充実
- ④指定・登録など保護施策の推進
- ⑤文化財保存管理計画等の策定と推進

文化遺産を太宰府市民遺産として育成する

文化遺産を太宰府市民遺産として育成する方針

文化遺産を物語とともに育成する協働の取り組みを包括するものとして、太宰府市民遺産を創設しました。「太宰府市景観・市民遺産会議」を中心とし、市民・事業者・行政の協働のもと、文化遺産を太宰府市民遺産として育成する取り組みを推進します。

「太宰府市景観・市民遺産会議」とは、太宰府市民遺産の育成に関する協議等を行う独立組織です。太宰府市民遺産の認定や変更等に関する協議は、この会議を通じて行われます。



文化遺産を太宰府市民遺産として育成する取り組み

市民等との協働のもと、太宰府市民遺産を提案、認定、支援する仕組みや体制を整える等、太宰府市民遺産の育成活動を応援します。

- ①景観・市民遺産育成団体の認定と支援
- ②景観・市民遺産アドバイザーの登録
- ③太宰府市景観・市民遺産会議の設置
- ④太宰府市民遺産に対する支援と顕彰
- ⑤太宰府市民遺産に関する届出制度

あなたの参加をお待ちしています。

【太宰府市民遺産の提案方法】

- 太宰府市民遺産は、「太宰府市景観・市民遺産会議」で認定されます。
- 太宰府市民遺産の提案には、2つの手続きが必要です。
- ①市民遺産を育成する「景観・市民遺産育成団体」の登録
 - ②太宰府市民遺産の「提案書」の作成と提出

「景観・市民遺産育成団体認定申請書」と「市民遺産提案書」の様式を用意しています。市ホームページからも入手することができます。

仕組みや手続きにかかる詳細については、文化財課・都市整備課窓口にてパンフレット『市民遺産提案の手引き』を用意しています。

詳しくは、太宰府市景観・市民遺産会議事務局（文化財課）にお問い合わせ下さい。

【第1回景観・太宰府市民遺産会議の開催、および今後の開催予定】

第1回太宰府市景観・市民遺産会議が平成22年1月30日に開催され、4つの太宰府市民遺産が認定されました。（各提案書は、市ホームページで見ることができます。）

- ◇第1号「太宰府の木うそ」／太宰府木うそ保存会（※景観・市民遺産育成団体、以下同様）
- ◇第2号「八潮の千燈明（はっさくのせんとうみょう）」／五條風の会
- ◇第3号「かつてあった道「四王寺山の太宰府町道」」／四王寺山勉強会
- ◇第4号「芸術家 富永朝堂（とみながちょうどう）」／歩かね太宰府

今後、毎年秋ごろの開催を予定しています。会議は公開制ですので、皆さんの参加をお待ちしています。



第1回太宰府市景観・市民遺産会議の様子

